

令和6年度使用 教科用図書事務説明 資料集



福島県教育庁県中教育事務所

【資料】

- | | | | |
|----|--|------------------------------------|------|
| 1 | 教科書採択における公正確保の徹底等について
(本説明会要約文書) | 令和5年3月31日
文部科学省初中局長通知【要約】 | P1~ |
| 2 | 教科書採択における公正確保の徹底等について | 令和5年3月31日付
文部科学省初中局長通知 | P4~ |
| 3 | 教科書採択の公正確保について | 令和5年3月31日付
文部科学省初中局長通知 | P17~ |
| 4 | 令和5年度使用教科書の採択事務処理について | 令和5年3月31日付
文部科学省初中局教科書課長通知 | P24~ |
| 5 | 令和5年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について | 令和5年3月17日付
文部科学省総合教育政策局長通知 | P34 |
| 6 | 教科書事務執行管理システムの掲載及びヘルプデスク窓口について | 令和5年3月31日付
文部科学省初中局教科書課通知 | P35~ |
| 7 | 令和6年度使用教科書目録について | 令和5年4月14日付
文部科学省初中局教科書課通知 | P39 |
| 8 | 化学物質過敏症の児童生徒に対する教科書「対応本」の作成・配布について | 令和5年5月30日付
文部科学省初中局教科書課通知 | P40 |
| 9 | 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の需要数報告に当たっての留意事項等について | 令和5年6月1日付
文部科学省初中局教科書課通知 | P41~ |
| 10 | 教科書事務執行管理システムの専用サイト掲載及びヘルプデスクについて | 令和5年6月1日付
文部科学省初中局教科書課通知 | P52~ |
| 11 | 災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について | 昭和52年4月8日付
文部科学省初中局教科書課
事務連絡 | P60~ |
| 12 | 「教科書事務執行管理システム」用各種コード表 | | P62~ |

【その他】

- 教科用図書採択地区について
 - ・ 変更等は、各協議会が「要望」として行うもの。
 - ・ 各教育事務所を通じて採択地区の変更等についての事務手続きを行う。
 - ・ 義務教育課へ事前連絡をする。

- 令和6年度以降の、教科書の「検定」、「採択」の見通しについて
 - ・ 「令和6年度使用教科書の採択事務処理について」P.33の表参照

- 教科書受領等の報告について①
 - ・ 前期、前期転学、後期、後期転学の時期と意味
 - ・ 報告漏れ、処理のミスについて
 - ・ 学校は各市町村教育委員会と、市町村教育委員会は各教育事務所との連携のもとに進めることが重要。
 - ・ 「理由書」の重み

- 教科書受領等の報告について②
 - ・ システム「教科書無償給与事務報告書データ出力」からのcsvファイルは開かない状態（ダブルクリック、内容確認をしない）で、それぞれ報告（メール添付等）する。

教科書採択における公正確保の徹底等について

— 文部科学省初等中等教育局長通知より (令和5年3月31日) —

福島県教育庁義務教育課

1 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることはできないこと。教科書の調査研究を行う調査員についても同様であること。
- 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。
- 選定審議会委員や調査員等の選任及びこれらの者の具体の審議や調査研究に当たっては教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。また、著作編修関係者名簿を参照すること。

(2) 教科書見本の取扱いについて

- 教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者が、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。
(教科書見本の送付数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知しているの、それを超える数は認められない。)
- 資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与は禁止されている。

(3) 過大な宣伝行為等への対処について

- 文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝行為を慎むよう指導を行うとともに、一般社団法人教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めている。このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- 教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝行為等の過熱を防止するため、採択期間(4月1日～8月31日まで)においては、教科書に関する講習会又は研修会等を主催しないよう、また、関与しないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理が求められていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教員等に対して周知を徹底すること。
- 著作編修関係者名簿に記載された教科書の著作・編集者等及び教師用指導書の執筆者については、検定期間中に検定申請本又はその内容の一部を了知することとなり、これらの者については特定の教科書発行者と関係を有することから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。

適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合、受け取らない場合であっても、その可否・手続き等については、法令や条例・規則等に従う必要がある旨の

周知を行うこと。

- ・ 服務監督権者において、教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。
- ・ 教員等が法令等に違反して、不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、懲戒処分を含めて厳正に対処すること。

(6) 文部科学省に対する情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為である場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教員等に対して指導すること。

2 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教員等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員によって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。
- 教育委員会の教育長及び教育委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。
- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用される教科書の採択については、規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

(4) 同一教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用される教科書については、規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- 特例として義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則第6号各号に掲げる場合には、異なる教科書を採択できる。それ以外には、採択替えを行うことはできない。

(5) 教科書の採択に関する情報の公表について

- 採択権者である教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長に対して、努力義務が課されているところであるが、その公表状況は未だ不十分と考えられることから、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められている。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

3 令和5年度の教科書採択における留意事項について

(1) 小学校用教科書について

- 全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に記載されているものの中から採択すること。

(2) 中学校用教科書について

- 令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。
ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

① 小学部

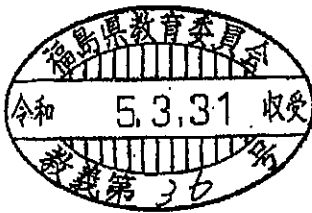
- 全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に記載されている小学部用の教科書の中から採択すること。

② 中学部

- 令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。
ただし、下記の（4）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- 特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。



4文科初第2729号
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

(公印省略)

教科書採択における公正確保の徹底等について (通知)

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。そして、利益の供与を受けた採択関係者の中には、一層の公正性・透明性の確保に留意すべき立場にある教育委員会関係者や、選定委員・調査員等の教科書採択に関与する者が含まれていました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

教科書採択の公正確保のためには、発行者はもとより、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。については、上記の事実や令和4年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 趣旨・目的

- 教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為である。このことから、教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

(2) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

(ア) 選定することが不相当といえる者

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により、各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※1）は委員となることができないとされていること。

教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても同様に、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」（※1）を選任することは不相当であること。

- また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」に該当しない者であっても、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選任することは不相当であること。

※1 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、無償措置法施行令第 9 条第 2 項に規定する「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」と同義と解釈して差し支えない。具体的には、例えば、

- ① 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- ② 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上教科書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- ③ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、又は協力した者を含む。）
- ④ ③の著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

⑤ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者等が該当することとなる。また、これ以外の者であっても、上記に掲げる者と実質的に同視される者も同様に利害関係者に該当しうる。

その際、該当するか否かの検討にあたっては、個々の事案ごとに利害関係の有無について具体的に判断することが適当である。

また、「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」には、特定の教科書が採択されることに直接の利害関係を有する者だけでなく、一又は二以上の特定の教科書が採択されないことに直接の利害関係を有する者も含むものであることに留意すること（「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）「第一2.留意事項」参照）。このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

(イ) 著作編修関係者名簿

- 教科書発行者との関係は、一義的に採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものであること。
- もっとも、3月末を目途に、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、令和4年度に検定を経た教科書について、協会非加盟会社のもの編著作者及び編集協力者に関する情報（※2）を取りまとめた名簿を、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対して、同協会加盟会社のもの編著作者及び編集協力者に関する情報（※2）並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめた名簿を送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。
- これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、教科書採択に関与することのないよう留意すること。

※2 これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」）、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿

泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(3) その他審議・調査研究における留意事項

- 選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(4) 教科書見本の取扱いについて

(ア) 教科書見本の上限

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限について、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知（※3）しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（採択関係者の定義については、1.（6）（イ）を参照すること。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと。

(イ) 教科書見本の追加送付等に関する留意事項

- 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないこと。
その際、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ただし、令和3年度以前に検定を経た教科書見本について、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容している趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないようにすること。
- また、高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は令和3年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者（※4）から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容していること。
そして、この場合の運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールについて、教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。
- 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方

で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものと評価されるものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

※3 令和5年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（令和5年3月31日付け4文科初第2732号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。

※4 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体の手續を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

(ウ) 教科書見本の献本・貸与依頼等の禁止

- 近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう、くれぐれも留意すること。

- 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(エ) 教科書発行者の不当な利益供与への対処等

- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取るとは差し支えないこと。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(5) 過大な宣伝活動等への対処について

(ア) 教科書発行者の宣伝活動について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動（※5）を行うことは禁止されるものではない。

- しかし、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、以下に記述する過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

<各教科書発行者に慎むよう求めている過大な宣伝活動等>

(採択関係者等への働きかけについて)

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

(説明会等について)

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

(資料等の配付について)

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(検定申請本(申請図書)の取扱いについて)

- ・検定申請本(申請図書)は、検定の行政処分を行う際の審査対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動(実質的にそれと同視され得る活動を含む。)に使用することは一切認められていないこと。

※5 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び教科書発行者行動規範も併せて参照すること。

(イ) 採択権者に求められる過大な宣言活動等への対処

- 教科書発行者による過大な宣伝活動等は禁止されていることを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対して、採択期間中の、教科書発行者(教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。)において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等(※6)を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で適切に対応すること。

※6 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には文部科学省に問い合わせ願いたい。

(ウ) 採択権者が主催する説明会について

- この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととす

る取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

(6) 教科書発行者との関係において留意すべき事項について

(ア) 教科書発行者による教師等からの意見聴取等

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有する側面もあること。
- また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

(イ) 教科書発行者からの利益供与への対処について

- 文部科学省は、教科書発行者に対し、採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は絶対に行わないように指導している。
- なお、「採択関係者」とは、教育委員会関係者又は校長や教師等を含むすべての学校関係者その他教科書採択に関与しうるすべての者をいう。
- 教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として教科書発行者が禁止される行為の具体例が挙げられている。
- よって、採択関係者は、教科書発行者に対して飲食の無償提供や金銭等を要求したり、これを受領したりすることがないように留意すること。また、このことを十分に踏まえ、各教育委員会等においても、本通知を採択関係者に周知徹底するなど、必要な措置を講ずること。

<禁止される行為の具体例> (教科書発行者行動規範より)

- ・ 採択関係者に対する金銭や物品の提供、饗応その他の利益の供与（交通費・宿泊費、飲食費等に名を借りて社会通念上相当とされる範囲を超えて供与されるもの及び中元・歳暮等による物品の贈答を含み、後記<許容される行為>に掲げるものを除く。）
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等への講師の派遣その他の労務の提供、又は当該会議等の講師に係る謝金若しくは交通費・宿泊費ないしは当該会議等に係る会場費、印刷代等の提供
- ・ 採択関係者が含まれる者が開催する会議等又は同者が発行する刊行物・印刷

物等への過大な広告費・協賛金等の支出

- ・ 採択関係者に対する冠婚葬祭、転勤、昇進等に際しての金銭や物品の提供
- ・ 採択関係者に対する教師用指導書、教材、教具、書籍、辞典等の提供（採択関係者以外にも広く無償で配布しているものを除く。）
- ・ 採択関係者に対する宴席、ゴルフ、スポーツ観戦、観劇、旅行等への招待（招待に限らず、費用の一部を会員各社が負担する場合を含む。）

<許容される行為>

- ・ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないこと。
ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
- ・ 採択関係者は、採択期間中、内容解説資料のほか、機関誌、定期刊行物、その他の広く無償で配布予定である資料を受領することは差し支えないこと。
- ・ 編集協力者（検定申請前から当該教科書の制作に関与・協力した者で、発行者が検定申請時に文部科学省に提出する著作編修関係者名簿等に記載される予定の者をいう。）は必要な手続きを経たうえで、教科書並びに学習者用デジタル教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の編集・執筆等に対する適正な対価を受領することは差し支えないこと。

- 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合については、その可否・手続等（受け取ることができない場合も含む。）について条例や規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例や規則等に従う必要がある旨を周知すること。
これらに加え、服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。

(ウ) その他教科書発行者と学校・教師等との適切な関係性の構築

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。
- 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること。

- 特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは負担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(7) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、採択権者の判断と責任に基づいて十分な審議や調査研究を行うこと。
- 採択権者の責任が不明確となるような以下の方法がなされないように採択手続の適正化に努めること。
<不適切な採択方法>
 - ・ 教師等の投票によって決定される
 - ・ 事実上、一部の特定の教師のみによって決定される
 - ・ 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定される
 - ・ その他の採択権者の責任が不明確になる方法によって決定される
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、

採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものである。これを踏まえ、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

(2) 都道府県教育委員会による指導、助言及び援助等について

○ 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

○ 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、都道府県教育委員会において、例えば、以下の取組を行うことで適切にその責務を果たす必要があること。

<具体的な取組例>

- ・市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- ・採択に関する基本的な考え方や採択に関する調査研究資料を早期に決定し、示すこと。
- ・採択に関する事務や需要数の算定事務を並行して行うなど行政事務の効率化・迅速化を行うこと。

○ 文部科学省においても、採択権者における十分な調査研究の期間を確保するために以下の方策を講じていること。

- ・教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めている。
- ・都道府県教育委員会や採択権者が行う教科書の採択・需要数報告に係る事務負担を軽減する方策として、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めている。

(3) 教科書の調査研究の充実等について

(ア) 教科書見本の十分な活用

○ 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

- このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。
- 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(イ) 静ひつな調査研究の環境の確保

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

例えば、教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

(ウ) 調査研究の充実

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。

その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

(参考) 一般社団法人教科書協会が制定した教科書発行者行動規範は、以下の URL を参照のこと。

<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code220203.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

4文科初第2732号
令和5年3月31日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

(公印省略)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間の教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、教科書の宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられています。しかしながら、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

過去に教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が発生し、これが二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されました。

しかし、昨年、特定の教科書発行者が、採択期間中において、採択関係者に飲食を無償提供するなど、不当な利益供与を行っていた事実が確認されました。この結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったことについては極めて遺憾であります。

文部科学省としても今回の事案を重く受け止めており、先日、教科用図書検定規則に基づき、当該発行者に対して、令和5年度の中学校用教科書の3種目を検定審査不合格とする処分方針を通知したところです。

教科書業界全体として、二度とこのような事態が生じることがないよう、教科書発行者における徹底した不断の取組が不可欠です。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが強く求められます。

については、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体の措置を確実に講ずること。
- 令和5年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないように、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小学校用教科書]

・都道府県教育委員会	:	15部
・指定都市教育委員会	:	17部
・中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8部
・その他の市町村教育委員会	:	5部
・採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数＋3）部
・国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1部
・教科書センター	:	2部

(※) 指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[中学校用教科書]

- ・ 令和5年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則(昭和39年文部省令第2号)第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、上記「小学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和4年度に検定を経た教科書の見本

- ・都道府県教育委員会 : 6 部
 - ・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会 : 原則 1 部
 - ・高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制） : 原則 1 部
 - ・教科書センター : 1 部
- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

◇ 令和3年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・令和4年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和4年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・令和4年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和4年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないよう、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。）。
- また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。
- ・上記を除き、「採択関係者」（教育委員会関係者又は校長や教師等を含

むすべての学校関係者その他教科書採択に関与し得るすべての者をいう。
以下同じ。)への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと(採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。)

特に、令和3年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。
また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。
- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日(教科書センターには5月末日)までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則(昭和23年文部省令第15号)第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会(又は教科書センター)において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体的手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

(教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて)

- 令和5年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報については、教科書協会や文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、同年度末を目途に送付することとしているため、これを取りまとめた上で、当該編著作者及び編集協力者の同意を得ること。
- 教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該執筆者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者か

らの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(検定申請本の取扱いについて)

- 令和5年度においては、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。
 - ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。
 - ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
 - ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過大な宣伝活動等について)

- 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。
 - ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
 - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催す

ることを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

- 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(違反した場合の対応について)

- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表する場合もあること。
- また、事案の内容を踏まえ、法令上の要件に該当する場合は下記の措置を講ずる場合もあること。

- ・ 検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

【教科用図書検定規則第7条第2項】

- ・ 教科書の採択に関して教科書発行者その他の教科書の採択に直接の利害関係を有する者の不公正な行為があったと認められる場合、同一の教科書の採択期間中（4年間）であっても、当該不公正な行為に関する教科書と同一種目の教科書を採択替えすることができる。

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項、同法施行規則第6条第2号】

- ・ 教科書発行者やその代表者等が図書の発行に関し著しく不公正な行為をした場合については、既に行った教科書発行者の発行指定の取消しを行うこととなること

【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第19条第1号】

- なお、教科書発行者の構成員が採択関係者に不当な利益を供与した場合、事案の内容によっては、刑法上の贈賄罪等の法的責任を負う可能性があること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行うと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- なお、万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



4 初教科第 7 2 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
安 井 順 一 郎

(公印省略)

令和 6 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 5 年 3 月 31 日付け 4 文科初第 2729 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な教科書の採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

文部科学省では、各採択権者の採択事務処理の円滑化・効率化に資するように、採択事務処理等(需要数報告事務処理も含む)に係る必要な情報を取りまとめ、以下のポータルサイトを新設したことから積極的に活用されたい。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【採択事務処理等ポータルサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/saitaku/1282214_00007.htm

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1. 各学校段階における令和5年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に記載されているもののうちから採択すること。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書の採択について

① 小学部

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に記載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。

② 中学部

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、下記の（5）のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(4) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

(5) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級並びに高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）においては、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条第1項の規定により、教

科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用の一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和5年度用一般図書契約予定一覧について」（令和5年2月22日付け事務連絡参照）を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、供給可能であるかどうかを、令和5年度中に、十分に確認しておくこと。

なお、令和6年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2. 採択に当たっての留意事項について

（1）教科書の採択期限について

義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前

年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(2) 同一の教科書の採択期間について

義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。

その特例として、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされていること。またその際には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えない。

(3) 採択する際の検討の在り方について

① 学習者用デジタル教科書の考慮について

- 教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。
- 一方で、令和6年度以降、英語の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を紙の教科書と併せて提供する予定であり、令和5年度の小学校英語の教科書採択については、小学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができること。

② ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。
- 各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

（教科書発行者による取組の例）

- ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにしたりする。
 - ・ 本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・ 色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・ 色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、

模様を付けたりする。

○レイアウトに関する取組

- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
- ・写真を重ねる際は境目をわかりやすくする。

(4) 教科書採択に関する情報の公表について

教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（令和5年3月31日付け4文科初第2729号文部科学省初等中等教育局長通知別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

また、高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(5) その他

令和5年度においては、中学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、採択関係者と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

3. 教科書見本等について

(1) 教科書見本の送付について

教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保につい

て」(令和5年3月31日付け4文科初第2732号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

また、同通知において、教科書発行者に対しては、令和4年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。

(2) 高等学校用教科書見本の取扱いについて

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

(3) デジタル教科書の見本について

小学校英語においては、デジタル教科書を採択時の考慮の一事項することができることから、来年度の5月上旬頃、デジタル教科書の一部を見本として文部科学省から提供予定であること。その際の留意事項については、別途通知することとなる。

(4) 編修趣意書について

文部科学省では、教科書の編集の趣旨や基本方針についてまとめられた「編修趣意書」を取りまとめた上で以下のURLに掲載しているので、採択事務処理を行う際には参考にすることができること。

加えて、各採択権者にその旨を周知すること(令和5年度は4月下旬に更新予定)。

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1364484.htm

4. 教科書展示会及び教科書センターについて

(1) 教科書展示会の意義について

教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

なお、文部科学省ホームページ(※)においても、各都道府県教育委員会が毎年開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

(※) 文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/tenji/1359114.htm

(2) 令和5年度法定展示会の開始の時期及び期間について

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、6月14日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間(法定展示期間)開催す

ること（令和5年文部科学省告示第13号）。

(3) 出品教科書に関する留意点について

教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

また、出品された教科書見本については、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第9条により、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書については、これを展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

(4) その他教科書展示会について

法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

(5) 教科書センターについて

教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

教科書センターの新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

その際、報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

5. 需要数報告について

(1) 需要数報告の期限について

需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

(2) 需要数報告の変更について

需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(3) 一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について

特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等（拡大教科書・点字教科書）の需要数報告については、別途7月頃に送付する通知を参照すること。

なお、音声教材については、必要とする児童生徒への円滑な提供のため、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定である。教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

(4) 高等学校使用教科書の需要数報告について

高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるため、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

6. 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づいて告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

7. 今後の検定・採択のスケジュール等について

令和5年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

また、文部科学省では、教科書に関する法令等について、最新の法改正等を反映させた教科書関係法令集（令和5年4月時点）を取りまとめ、以下の文部科学省ホームページに掲載したので適宜参考にされたい。

【教科書関係法令集（令和5年4月）】

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00002.htm

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎		
		採択			△	△				△	
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

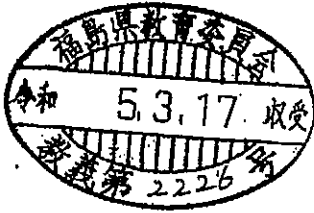
▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。



4文科教第1783号
令和5年3月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人の長

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子

令和5年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与について（通知）

海外に在留する日本人学齢児童生徒に対する教科書については、毎年度、前期用及び後期用の2回に分けて文部科学省が在外公館等に対して一括送付し、現地で給与することとしています。

他方、年度途中に出国する日本人学齢児童生徒に係る教科書については、公益財団法人海外子女教育振興財団（以下「財団」という。）を通じて、あらかじめ日本国内で給与することとしています。国内給与の場合は、別添「令和5年度海外出国学齢児童生徒用教科書給与要綱」に留意の上、年度途中に出国予定の日本人学齢児童生徒に係る教科書の給与事務が円滑に処理されるよう、貴管下の関係機関及び学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、拡大教科書の給与を必要とする日本人学齢児童生徒については、事前に財団へ連絡願います。

なお、「令和6年度において、小学校第1学年に入学することとなる児童で、海外の在留地到着予定日が令和5年11月以降である者」についても給与対象者としているため、所管の幼稚園、保育所、及び幼保連携型認定こども園への当該通知の周知について、遺漏なきようお願いいたします。

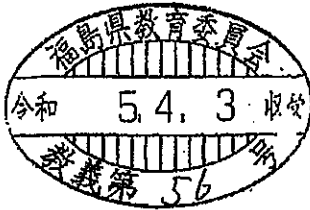
各国・地域では出入国制限や検疫体制が強化されている可能性があるほか、事前の予告なしに新たな規制等が導入されたり、検疫によって隔離措置が取られたりするなどの可能性があるため、出国に当たっては外務省の海外安全情報を御確認ください。

（参考）

- 海外安全ホームページ：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
- 外務省海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

【本件連絡先】

文部科学省 総合教育政策局 国際教育課 庶務・助成係
TEL：03-5253-4111（内線3477）
E-mail：zaigai-kyokasho@mext.go.jp



事務連絡
令和5年3月31日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和5年度教科書事務執行管理システムの掲載及びヘルプデスク窓口について

令和5年度教科書事務執行管理システムについて、下記のとおりシステム掲載用の専用サイトに掲載します。

また、教科書事務執行管理システム（教科書需要数及び教科書受領冊数集計のためのシステム）のヘルプデスク窓口についても、引き続き開設することとなりましたので、留意事項とともにお知らせします。

については、貴教育委員会内、域内市区町村教育委員会及び諸学校へ周知していただきますようお願いいたします。

記

掲載時期 令和5年4月1日～令和5年10月31日 及び
令和6年2月1日～令和6年3月31日

掲載場所 <https://www.txtbook.mext.go.jp/system/index.htm>
文部科学省のホームページからのリンクはありません。

ヘルプデスク窓口 FAX: 03-5812-4965
Mail: ky-help@textbook-h.mext.go.jp
サイト: <https://textbook-h.mext.go.jp/index-2.html>

※電話による照会はできません。

質問票はヘルプデスク専用サイト掲載のもの(別添)を使用してください。

対応期間 令和5年度通年
※土・日・祝日・年末年始休業日、閑散期は火・木を除く。

対応時間 繁忙期(4/1～5/2, 6/5～9/15, 2/13～3/29) : 9:30～17:30
通常期(5/8～6/2, 9/19～9/29, 1/29～2/9) : 13:30～17:30
閑散期(10/2～12/27, 1/5～1/26) : 9:30～10:30

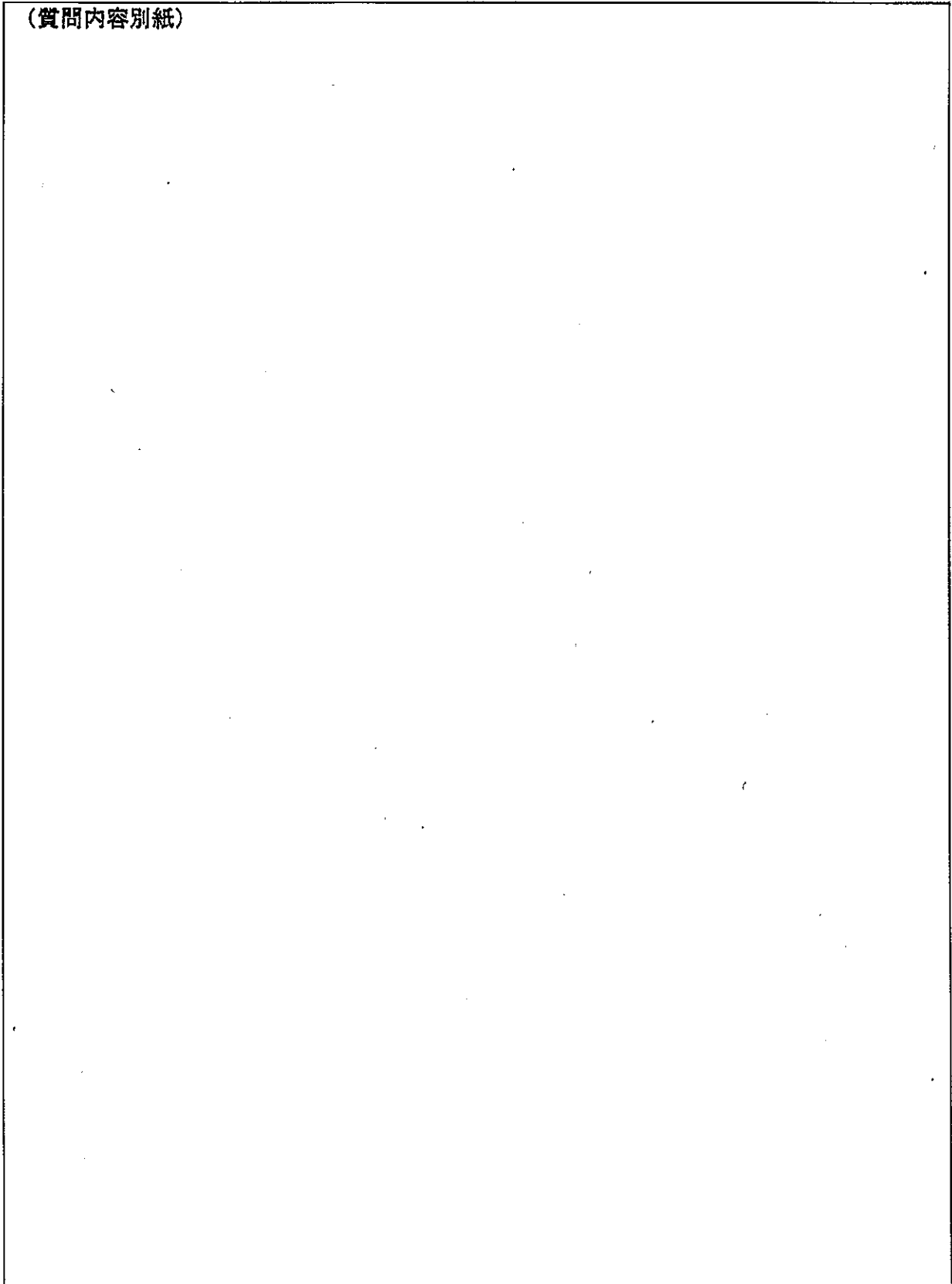
(本件担当)
文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係 (内線 2411)
代表: 03-5253-4111

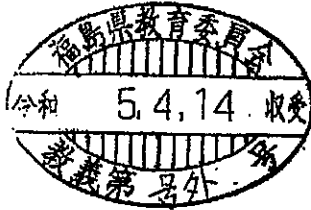
(別紙)

ヘルプデスクへの問合せについての留意事項

- 1 トラブルが発生した際は、まず運用手順マニュアル及びヘルプデスク専用サイトのFAQ（よくある質問と回答）を参照し、それでも解決されない場合のみヘルプデスクへ問い合わせること。
- 2 ヘルプデスクへの問合せについては、システムの稼働トラブルに限った疑問点とすること。「コンピュータの起動方法が分からない」等、コンピュータそのものの基本的な操作方法については対応しない。また、事務手続に係る事項については教育委員会において対応すること。
- 3 ヘルプデスクに寄せられた質問については受付順に対応することとし、対応時間中に受け付けた質問については受付日の対応時間中、対応時間外に受け付けた質問については、翌々営業日の対応時間中に回答することを原則とする。
ただし、質問内容によっては回答が遅れる場合があり、その際は遅延理由及び回答の見通しを連絡する。
- 4 問合せには、ヘルプデスク専用サイト掲載の質問票（別添「教科書事務執行管理システム質問票」）を必ず利用すること。必要事項に漏れがある場合、回答が遅れることがある。
- 5 例年、ヘルプデスクへ質問すべき内容について教科書課に電話がなされることがあるが、上記のとおり対応しているので御留意願いたい。

(質問内容別紙)





事務連絡
令和5年4月14日

各都道府県教育委員会
教科書事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和6年度使用教科書目録について

令和6年度使用教科書の採択事務に必要な教科書目録を文部科学省ホームページに掲載しましたのでお知らせします。ついては、関係機関へ御周知いただくとともに、採択事務に際し適切に活用していただきますよう、よろしくお願ひします。

記

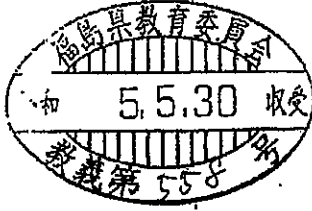
掲載サイト

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mext_00005.html

※ 平成23年度使用教科書目録より、教科用拡大図書（以下、「拡大教科書」という。）に関する情報の周知の観点から、小学校用及び中学校用の教科書目録において、拡大教科書が教科書発行者から発行される予定のある種目については、教科書の記号・番号欄に「※」を付しています。また、平成32年度使用教科書目録より、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）による改正後の学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第2項に規定する教材（「学習者用デジタル教科書」）が教科書発行者から発行される予定のある種目については、教科書の記号・番号欄に「◆」を付しています。

（本件担当）文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

TEL : 03-5253-4111 (2413)



事務連絡
令和5年5月30日

各都道府県教育委員会教科書事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

化学物質過敏症の児童生徒に対する教科書「対応本」の作成・配布について

学校教育上重要な役割を果たしている教科書を使うことで、体調が悪化するという化学物質過敏症の児童生徒の事例が報告されています。

文部科学省においては、これらの児童生徒が安心して授業を受けられるよう、令和5年度も一般社団法人教科書協会に業務を委託し、求めに応じて「対応本」を配付しており、既に令和5年1月13日付け事務連絡により令和5年度前期・通年用を使用する対応本作成・配布の希望調査を行っているところです。

については、このことについて域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会、国立、公立及び私立（株式会社立を含む。）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校へ周知していただき、令和5年度後期用を使用する対応本作成・配布の希望がある学校においては、学校長を通じて一般社団法人教科書協会までお申込みください。なお、令和5年度前期・通年用の追加の対応本作成・配布の希望がある場合は、同様にお申込みください。

また、当該事業は予算事業であり、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律に基づく無償措置とは別になります。義務教育諸学校にあっては、別途、教科用図書の無償給与手続を遺漏なく行われますよう、お願いします。

対応本の種類及び申込み方法は以下のとおりです。

【対応本の種類】

- ①天日干し(化学物質放散効果)
- ②全ページコピー(カラー又は白黒)
- ③消臭紙で教科書にカバーをかける

【申込み方法】

1. 一般社団法人教科書協会のホームページ (<http://www.textbook.or.jp/>) から依頼書をダウンロードする。
2. 依頼書に必要事項を記入し、教科書協会に送付する。
※本事業は文部科学省ホームページにおいても掲載しています。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1356273.htm)

【留意事項】

1. ①の天日干しは、教科書を学校又は家庭で1か月程度天日干しする必要がある。
(そのための早期給与の手配は教科書協会が行う)
但し、天日干しの対応については、令和5年度前期・通年用教科書が既に給与されていることから、小学校の後期用教科書のみ該当する。
2. ②は該当教科書の発行者が作成し、教科書協会がとりまとめて送付する。通常、申込みから3～4週間程度を要する。
3. ③は、教科書協会から消臭紙を送付する。

「対応本」にかかる照会先：一般社団法人教科書協会事務局

TEL 03(5606)9781 FAX 03(5606)3086

(担当)

初等中等教育局教科書課無償給与係

電話：03-6734-2411

事 務 連 絡

令和 5 年 6 月 1 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和 6 年度使用文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作
教科書の需要数報告に当たっての留意事項等について

標記について、留意事項等を別紙にまとめましたので、域内市（特別区を含む。）
町村教育委員会及び諸学校へ周知していただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、一般図書の需要数報告及び教科用特定図書等の需要数報告については、そ
れぞれ別途 7 月頃にお知らせします。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

TEL：03-5253-4111（内線2413）

※一般図書について：無償給与係（内線2411）

教科用特定図書等について：教科用特定図書普及促進係
（内線4743）

1. 教科書事務執行管理システムの概要について

「教科書事務執行管理システム」は、「学校用システム」、「設置者用システム」、「都道府県用システム」から構成されており、「需要数集計」及び「受領冊数集計」の機能を持つ。

(1) 需要数集計

次年度において使用する教科書の必要見込み冊数を集計するもの。

(2) 受領冊数集計

義務教育諸学校において無償給与された教科書の冊数を集計するもの。

2. 需要数報告（検定・著作教科書）における注意事項について

需要数の報告は、教科書製造・供給冊数の根拠となる重要な調査である。域内市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会及び諸学校に対して、必要な教科書及びその需要数について報告漏れや報告誤りなどがないよう十分に指導願いたい。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第14条により文部科学大臣への報告期限は9月16日となっているため、提出期限は厳守すること。提出に当たっては、教科書事務執行管理システム（都道府県用）により集計・出力した教科書需要集計一覧表（第3表）についてはPDF（紙媒体不要）を、電子データについてはcsvファイルを、以下提出先URLにアップロードすることにより提出すること。この際、各PDF、csvファイル名の頭に【都道府県番号・都道府県名】を付すこと。提出方法について、これに因りがたい場合には事前に連絡すること。

【提出先】

<https://mext.ent.box.com/f/66e1d02607d04972baae24c7a76bd4e6>

なお、都道府県教育委員会においては、文部科学省へ需要数報告を行うとともに、各発行者（又は教科書・一般書籍供給会社）へも併せて送付願いたい。

(1) 小学校用教科書

令和5年度は採択替えが行われる。昨年度調査の結果をそのまま使用せず、新たに採択した教科書について、発行者名、教科書番号、書名等を十分確認し、教科書目録に基づいて正確に需要数を報告すること。

なお、学習指導要領において複数学年の指導内容が一体となっている教科であって、教科書が学年別に発行されている教科（国語、書写、音楽、英語、道徳）については、第1学年と第2学年、第3学年と第4学年、第5学年と第6学年の内容がそれぞれ一体のものとなっている。このため、採択替えに

より今年度と異なる発行者の教科書を使用することとなった場合、第1・第3・第5学年については採択変更後の発行者の新版教科書を使用し、第2・第4・第6学年については採択変更前の発行者の新版教科書を使用すること。ただし、学図の国語、学図の書写、日文の書写、学図の英語、学図の道徳、あか図の道徳の教科書を今年度を使用している場合は、全学年について新たに採択した発行者の新版教科書を使用すること。

(2) 中学校用教科書

無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和5年度と同じ教科書を採択し、正確に需要数を報告すること。

なお、中学校用の「社会」の教科書の需要数報告に当たっては、特に次の点に注意すること。

○社会

教育課程の別なく第1学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）を共に給与することとなっていること。社会（地理的分野）は第2学年まで、社会（歴史的分野）は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

(3) 特別支援学校及び特別支援学級用教科書

特別支援学校小学部（知的障害）の「体育」における保健領域は、従前生活科で取り扱っていた「健康・安全」のうち「健康管理」について、体育科の保健として取り扱うこととなったため、適切な教科書を採択・使用すること。

「社会」の特別支援学校中学部視覚障害者用[点字版]教科書の需要数報告に当たっては、前述の「(2) 中学校用教科書」と同様、教育課程の別なく第1学年において社会（地理的分野）と社会（歴史的分野）の全分冊を共に給与することとなっていることに留意すること。社会（地理的分野）は第2学年まで、社会（歴史的分野）は第3学年まで給与済みの教科書を継続して使用すること。

特別支援学校及び特別支援学級における教科書の使用形態は、

- ・ 文部科学省検定済教科書を使用する場合
- ・ 文部科学省著作教科書を使用する場合
- ・ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を下学年使用する場合
- ・ 学校教育法附則第9条に基づく一般図書（点字版一般図書を含む）を使用する場合
- ・ 教科用特定図書等を学校教育法附則第9条に基づく一般図書として使用する場合

の5つあり、使用教科書によって事務処理が異なるので十分注意すること。

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する場合には、原則として同

種目の検定教科書を使用することはできないこと。ただし、小中学部聴覚障害者用教科書「言語指導」及び「言語」については、国語・書写とは種目が異なるため検定教科書と併せて使用することができる。特に、令和6年度使用教科書で新たに追加になった小学部知的障害者用著作教科書「せいかつ」を使用する場合には、検定教科書の生活・社会・理科・家庭は使用できないため留意すること。

点字版一般図書について、受領の際に「点字が読めない」等を理由に返付される事例が散見されており、需要が少ない点字版一般図書については受注製作されるので、返付することのないように確認の上、需要数を報告すること。

また特別支援学校用教科書目録に登載されている発行者未定の著作教科書については、発行する教科書の分冊形態が未定であり、分冊ごとに冊数を計上できないため、種目ごとに冊数を計上すること。また、提出の際は、第3表に加え、各学校において作成される教科書需要数（第1表）についてもシステムにより出力し、電子媒体にて文部科学省へ提出すること（紙媒体不要）。システムの入力に際しては、発行者コード/略称欄は「000 未定」を選択のこと。

(4) 高等学校用教科書

現行の高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）に基づく教科書が使用されることとなるため、需要数報告に当たっては以下の点に注意すること。

- ① 令和4年4月1日以降に入学した生徒の教科書については、「高等学校用教科書目録（令和6年度使用）」の第1部に登載されている教科書を使用することとなること。
- ② 学習指導要領（平成21年文部省告示第34号）の適用を受ける生徒は、同目録の第2部に登載されている教科書を使用することとなること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択することができること。
- ③ 高等学校の第1学年の需要数の把握に当たっては、過去数年間の入学者数の実績を考慮するなど、正確な数の算出に努めること。
- ④ 高等学校は選択科目が多いため、各学校における事前のガイダンスや履修希望調査の実施、学校設置者等における各学校の採択教科書と教育課程との照合等の方法により、正確な需要数の把握に努めること。
- ⑤ 高等学校の需要数は、同目録の「教科書の記号・番号」ごとに計上することとなっているため、分冊となっているものに留意すること。

(5) 需要数変更の連絡

需要数報告期限（9月16日）後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。

需要数を変更する場合には、次のとおり変更の連絡を行うこと。この需要数変更の連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも原則として教科書使用年度の前年度の12月末までに行うこと。

- ① 変更が生じた市町村教育委員会又は国・公・私立学校の長は、変更箇所が分かるように訂正した需要票（第1表、第2表）及び変更理由と変更による増減数を記載した変更理由書を都道府県教育委員会へ提出する。併せて、教科書取扱書店へ変更の連絡をする。
- ② ①の報告を受けた都道府県教育委員会は、変更箇所が分かるように朱書き見え消し訂正した需要票（第3表）及び変更理由と変更による増減数を取りまとめた変更理由書を文部科学省へ提出する。併せて、教科書・一般書籍供給会社又は教科書発行者（以下「教科書・一般書籍供給会社等」という。）へ変更の連絡をする。

なお、変更冊数が少なく、教科書の製造・供給に支障の生ずるおそれがない程度（都道府県全体で教科書1点当たり100冊以下の増減。ただし、特別支援学校視覚障害者用[点字版]教科書にあっては5冊以下の増減。）であれば、文部科学省への連絡は必要ないが、教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等への連絡は必要である。

ただし、都道府県全体で需要がなかった教科書について新たに需要が発生した、又は、需要があった教科書の需要が都道府県全体で全くなかった場合は、増減の多寡にかかわらず文部科学省へ連絡すること。

また万一、12月末以降に需要数の変更が生じた場合には、上記①②に準ずる形で可及的速やかに教科書取扱書店及び教科書・一般書籍供給会社等へ連絡を行うとともに、文部科学省にその旨報告を行うこと。

3. 教科書事務執行管理システムの運用について

需要数の入力集計のために使用する標記のシステムについては、令和5年6月1日から専用サイトにおいて掲載する。

なお、システムの運用に当たっては、運用手順マニュアル及び令和5年6月1日付け事務連絡「教科書事務執行管理システムの専用サイト掲載及びヘルプデスクについて」を参照すること。

また、必要に応じて、操作マニュアルを参照すること。

4. その他

参考資料として、義務教育諸学校用教科書の給与形態の一覧を添付する。

小学校用教科書の給与形態

教科用図書 の種類	学年	前後期	年 度		
			5	6	7
国 語	1	前後	[旧1年用(上)] [旧1年用(下)]	[新1年用(上)] [新1年用(下)]	[新1年用(上)] [新1年用(下)]
	2	前後	[旧2年用(上)] [旧2年用(下)]	[新2年用(上)] [新2年用(下)]	[新2年用(上)] [新2年用(下)]
	3	前後	[旧3年用(上)] [旧3年用(下)]	[新3年用(上)] [新3年用(下)]	[新3年用(上)] [新3年用(下)]
	4	前後	[旧4年用(上)] [旧4年用(下)]	[新4年用(上)] [新4年用(下)]	[新4年用(上)] [新4年用(下)]
	5	前後	[旧5年用(上)] [旧5年用(下)]	[新5年用(上)] [新5年用(下)] ※1	[新5年用(上)] [新5年用(下)]
	6	前後	[旧6年用(上)] [旧6年用(下)]	[新6年用(上)] [新6年用(下)] ※1	[新6年用(上)] [新6年用(下)]
書 音 写 楽	1	前	[旧1年用]	[新1年用]	[新1年用]
	2	前	[旧2年用]	[新2年用]	[新2年用]
	3	前	[旧3年用]	[新3年用]	[新3年用]
	4	前	[旧4年用]	[新4年用]	[新4年用]
	5	前	[旧5年用]	[新5年用]	[新5年用]
	6	前	[旧6年用]	[新6年用]	[新6年用]
社 会	3	前	[旧3年用]	[新3年用]	[新3年用]
	4	前	[旧4年用]	[新4年用]	[新4年用]
	5	前	[旧5年用]	[新5年用] ※2	[新5年用]
	6	前	[旧6年用]	[新6年用] ※3	[新6年用]
地 図	3	前	[旧3～6年用]	[新3～6年用]	[新3～6年用]
	4	前	[旧3～6年用]	[旧3～6年用]	[新3～6年用]
	5	前	[旧3～6年用]	[旧3～6年用]	[旧3～6年用]
	6	前	[旧4～6年用]	[旧3～6年用]	[旧3～6年用]
算 数	1	前	[旧1年用]	[新1年用] ※4	[新1年用]
	2	前後	[旧2年用(上)] [旧2年用(下)]	[新2年用(上)] [新2年用(下)] ※5	[新2年用(上)] [新2年用(下)]
	3	前後	[旧3年用(上)] [旧3年用(下)]	[新3年用(上)] [新3年用(下)] ※5	[新3年用(上)] [新3年用(下)]
	4	前後	[旧4年用(上)] [旧4年用(下)]	[新4年用(上)] [新4年用(下)] ※5	[新4年用(上)] [新4年用(下)]
	5	前	[旧5年用]	[新5年用] ※6	[新5年用]
	6	前	[旧6年用]	[新6年用] ※7	[新6年用]
理 科	3	前	[旧3年用]	[新3年用]	[新3年用]
	4	前	[旧4年用]	[新4年用]	[新4年用]
	5	前	[旧5年用]	[新5年用]	[新5年用]
	6	前	[旧6年用]	[新6年用]	[新6年用]
生 活	1	前後	[旧1・2年用(上)] [旧1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]
	2	前後	[旧1・2年用(上)] [旧1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]
図 画 工 作	1	前後	[旧1・2年用(上)] [旧1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]
	2	前後	[旧1・2年用(上)] [旧1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]	[新1・2年用(上)] [新1・2年用(下)]
	3	前後	[旧3・4年用(上)] [旧3・4年用(下)]	[新3・4年用(上)] [新3・4年用(下)]	[新3・4年用(上)] [新3・4年用(下)]
	4	前後	[旧3・4年用(上)] [旧3・4年用(下)]	[新3・4年用(上)] [新3・4年用(下)]	[新3・4年用(上)] [新3・4年用(下)]
	5	前後	[旧5・6年用(上)] [旧5・6年用(下)]	[新5・6年用(上)] [新5・6年用(下)]	[新5・6年用(上)] [新5・6年用(下)]
	6	前後	[旧5・6年用(上)] [旧5・6年用(下)]	[新5・6年用(上)] [新5・6年用(下)]	[新5・6年用(上)] [新5・6年用(下)]
家 庭	5	前	[旧5・6年用]	[新5・6年用]	[新5・6年用]
	6	前	[旧5・6年用]	[新5・6年用]	[新5・6年用]
保 健	3	前	[旧3・4年用]	[新3・4年用]	[新3・4年用]
	4	前	[旧3・4年用]	[新3・4年用]	[新3・4年用]
	5	前	[旧5・6年用]	[新5・6年用]	[新5・6年用]
	6	前	[旧5・6年用]	[新5・6年用]	[新5・6年用]
英 語	5	前	[旧5年用]	[新5年用] ※8	[新5年用]
	6	前	[旧6年用]	[新6年用] ※8	[新6年用]
特別の教科 道徳	1	前	[旧1年用]	[新1年用] ※9	[新1年用]
	2	前	[旧2年用]	[新2年用] ※9	[新2年用]
	3	前	[旧3年用]	[新3年用] ※9	[新3年用]
	4	前	[旧4年用]	[新4年用] ※9	[新4年用]
	5	前	[旧5年用]	[新5年用] ※9	[新5年用]
	6	前	[旧6年用]	[新6年用] ※9	[新6年用]

(注) 1 [] は教科書の給与を示し、→ は継続使用を示す。

2 新とは「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されたもの。

旧とは「小学校用教科書目録（平成32～令和5年度使用）」に登載されたもの。

3 令和6年度に無償給与の対象となる小学校用教科書は、原則として、上記給与形態表に記載のある令和6年度使用教科書に限られる。

(その他)

※1 東書・光村〔国語〕5年用、6年用については、学年で1冊となっている。

※2 東書〔社会〕5年用については2分冊となっており、下巻は後期に給与する。

※3 東書〔社会〕6年用については分冊となっているが、2分冊を併せて前期に給与する。

※4 東書・大日本・啓林館・日文〔算数〕1年用については2分冊となっているが、2分冊を併せて前期に給与する。

学図〔算数〕1年用については2分冊となっており、下巻は後期に給与する。

※5 大日本〔算数〕2～4年用については、各学年で1冊となっている。

※6 東書・学図〔算数〕5年用については2分冊となっており、下巻は後期に給与する。

※7 学図〔算数〕6年用については、別冊を併せて前期に給与する。

※8 東書・三省堂〔英語〕の別冊は、5・6年の2年間に1冊給与する。（令和6年度は各学年用に併せて、令和7年度は5学年用に併せて別冊を前期に給与する。）。開隆堂〔英語〕の別冊は、各学年用に併せて前期に給与する。

※9 日文〔道徳〕については、各学年用に併せて別冊を前期に給与する。

中学校用教科書の給与形態

教科用図書の種類		学年	年 度		
			5	6	7
国 語 数 学 理 科 英 語 特別の教科 道徳		1	[1年用]	[1年用] ※1	
		2	[2年用]	[2年用] ※1	
		3	[3年用]	[3年用] ※1	
書 写 地 図 音楽(器楽合奏) 保健体育		1	[1~3年用]	[1~3年用]	
		2	1~3年用	1~3年用	1~3年用
		3	1~3年用	1~3年用	1~3年用
社 会		1	[(地)][(歴)]	[(地)][(歴)] ※2	
		2	(地) (歴)	(地) (歴)	(地) (歴)
		3	(歴) [(公)]	(歴) [(公)]	(歴)
音 楽 (一般)	第1学年用	1	[1年用]	[1年用]	
	第2・3学年用	2	[2・3年用(上)] [2・3年用(下)]	[2・3年用(上)] [2・3年用(下)]	
		3	2・3年用(上) 2・3年用(下)	2・3年用(上) 2・3年用(下)	2・3年用(上) 2・3年用(下)
美 術	第1学年用	1	[1年用]	[1年用]	
	第2・3学年用	2	[2・3年用]	[2・3年用] ※3	
		3	2・3年用	2・3年用	2・3年用
技 術・家 庭		1	[(技術分野)] [(家庭分野)]	[(技術分野)] [(家庭分野)] ※4	
		2	(技術分野) (家庭分野)	(技術分野) (家庭分野)	(技術分野) (家庭分野)
		3	(技術分野) (家庭分野)	(技術分野) (家庭分野)	(技術分野) (家庭分野)

- (注) 1 [] は教科書の給与を示し、→ は継続使用を示す。
- 2 (地)は「(地理的分野)」，(歴)は「(歴史的分野)」，(公)は「(公民的分野)」をそれぞれ示す。
- 3 令和6年度に無償給与の対象となる中学校用教科書は、原則として、上記給与形態表に記載のある令和6年度使用教科書に限られる。
- 4 令和7年度使用教科書の給与形態は、継続使用以外は未定である。

(その他)

- ※1 数研〔数学〕，日文・あか図〔道徳〕については、各学年用に併せて別冊を給与する。
- ※2 社会については、教育課程の別なく第1学年において〔社会(地理的分野)〕と〔社会(歴史的分野)〕を共に給与し，〔社会(地理的分野)〕は第2学年までの2年間，〔社会(歴史的分野)〕は第3学年までの3年間，給与済みの教科書を継続して使用する。
- ※3 日文〔美術〕については、第2・3学年用が2分冊となっているので、上下巻を併せて給与する。
- ※4 教図〔技術・家庭(技術分野)〕については、別冊を併せて給与する。

特別支援学校小学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類	学年	前後期	年 度		
			5	6	7
国 語	1	前後	旧点字導入編 1-1 旧1-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	2	前後	旧2-1 旧2-2 2-3	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	3	前後	旧3-1 3-2 旧3-3 3-4	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	4	前後	旧4-1 4-2 旧4-3 4-4	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	5	前後	旧5-1 5-2 旧5-3 5-4	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	6	前後	旧6-1 6-2 旧6-3 6-4	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
社 会	3	前後	旧3-1 3-2 旧3-3 3-4	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	4	前後	旧4-1 4-2 4-3 旧4-4 4-5	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	5	前後	旧5-1 5-2 5-3 5-4 旧5-5 5-6 5-7	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	6	前後	旧6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 旧6-6 6-7 6-8	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
算 数	1	前後	旧 触って学ぶ導入編 旧1-1 1-2 1-3 1-4 旧1-5 1-6 1-7	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	2	前後	旧2-1 2-2 2-3 2-4 旧珠 1 2 3 4 旧2-5 2-6 2-7 2-8	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	3	前後	旧3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 旧3-6 3-7 3-8 3-9	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	4	前後	旧4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 旧4-6 4-7 4-8 4-9 4-10	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	5	前後	旧5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 旧5-6 旧5-7 5-8 5-9 5-10 旧5-11 5-12	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	6	前後	旧6-1 6-2 6-3 6-4 旧6-5 6-6 6-7 6-8 6-9	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
理 科	3	前後	旧3-1 3-2 3-3 旧3-4 3-5	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	4	前後	旧4-1 4-2 4-3 旧4-4 4-5	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	5	前後	旧5-1 5-2 5-3 旧5-4 5-5	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	6	前後	旧6-1 6-2 6-3 旧6-4 6-5	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
英 語	5	前後	旧5-1 5-3 旧5-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	6	前後	旧6-1 6-3 旧6-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
特別の教科 道徳	1	前	旧1-1 1-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	2	前	旧2-1 2-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	3	前	旧3-1 3-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	4	前	旧4-1 4-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	5	前	旧5-1 5-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)
	6	前	旧6-1 6-2	(分冊形態未定)	(分冊形態未定)

(注) 1 珠は「珠算編」を示す。
2 令和6年度以降の分冊形態は未定である。

特別支援学校中学部視覚障害者用著作教科書（点字版）の給与形態

教科用図書の種類	学年	前後期	年 度			
			5	6	7	
国 語	1	前後	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6	(分冊形態未定)	
		2	前後	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	(分冊形態未定)
		3	前後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6	(分冊形態未定)
社 会	1	前	地 1 2 3 4 5 6 歴 1 2 3 9 10 地 7 8 9 10 11 12 歴 4 5 6 7 8	地 1 2 3 4 5 6 歴 1 2 3 9 10 地 7 8 9 10 11 12 歴 4 5 6 7 8	(分冊形態未定)	
		2	前後	地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	地 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
		3	前後	歴 1・資1 2 3 4 5 6 7 8 9(資2) 公 12345 12 公 6789 10 11	歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 公 12345 12 公 6789 10 11	歴 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 公 12345 12 公 6789 10 11
数 学	1	前後	1-1 1-2 1-3 探究ノト 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8	1-1 1-2 1-3 探究ノト 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8	(分冊形態未定)	
		2	前後	2-1 2-2 2-3 探究ノト 2-4 2-5 2-6 2-7	2-1 2-2 2-3 探究ノト 2-4 2-5 2-6 2-7	(分冊形態未定)
		3	前後	3-1 3-2 3-3 3-4 探究ノト 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	3-1 3-2 3-3 3-4 探究ノト 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9	(分冊形態未定)
理 科	1	前後	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6 1-7 1-8 1-9 1-10 1-11	(分冊形態未定)	
		2	前後	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12	(分冊形態未定)
		3	前後	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12	(分冊形態未定)
英 語	1	前後	1-1 1-2 1-4 資1 2 3 4 1-3 1-5	1-1 1-2 1-4 資1 2 3 4 1-3 1-5	(分冊形態未定)	
		2	前後	2-1 2-2 2-6 2-3 2-4 2-5	2-1 2-2 2-6 2-3 2-4 2-5	(分冊形態未定)
		3	前後	3-1 3-2 3-6 3-3 3-4 3-5	3-1 3-2 3-6 3-3 3-4 3-5	(分冊形態未定)
特別の教科 道徳	1	前	1-1 1-2	1-1 1-2	(分冊形態未定)	
		2	前	2-1 2-2	2-1 2-2	(分冊形態未定)
		3	前	3-1 3-2	3-1 3-2	(分冊形態未定)

- (注) 1 → 及び {} は継続使用を示す。
 2 地は「(地理的分野)」，歴は「(歴史的分野)」，公は「(公民的分野)」，資は「資料編」をそれぞれ示す。
 3 社会については，教育課程の別なく第1学年において〔社会(地理的分野)〕と〔社会(歴史的分野)〕の全分冊を共に給与し，〔社会(地理的分野)〕は第2学年までの2年間，〔社会(歴史的分野)〕は第3学年までの3年間，給与済みの教科書を継続して使用する。

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科書事務執行管理システムの専用サイト掲載及びヘルプデスクについて

このことについて、下記のとおりシステムの掲載及びヘルプデスクでの対応を行いますので、別紙1～3の各留意事項を熟読の上、域内市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会及び諸学校への周知をお願いします。

記

1. 令和6年度使用教科書事務執行管理システムの掲載

- (1) 掲載場所：<https://www.txtbook.mext.go.jp/system/index.htm>
(以下、「システム専用サイト」という。)
- (2) 掲載期間：令和5年6月1日～10月31日及び
令和6年2月1日～3月31日
※令和6年度需要数集計用マスタは令和5年6月1日にアップロード
- (3) 下記2. のヘルプデスクにおいて同内容を通年掲載。

2. 教科書事務執行管理システムのヘルプデスク

- (1) 対応窓口：<https://textbook-h.mext.go.jp/index-2.html>
(以下、「ヘルプデスク専用サイト」という。)
E-mail ky-help@textbook-h.mext.go.jp
FAX 03-5812-4965
※電話による照会は不可、
質問票はヘルプデスク専用サイト掲載のもの（別添）を使用すること
- (2) 対応期間：令和5年度通年
※土・日・祝日・年末年始休業日、閑散期は火・木を除く
- (3) 対応時間：繁忙期(4/1～5/2, 6/5～9/15, 2/13～3/29) : 9:30～17:30
通常期(5/8～6/2, 9/19～9/29, 1/29～2/9) : 13:30～17:30
閑散期(10/2～12/27, 1/5～1/26) : 9:30～10:30

3. システムのバージョンアップ

【更新前】

区分	システム本体	令和4年度 受領冊数集計用マスタ	令和5年度 受領冊数集計用マスタ	マニュアル
学校用	Ver. 1.9.0	Ver. 1.20.1	Ver. 1.22.0	マニュアル ダウンロード (※別のページへ移動)
設置者用	Ver. 1.9.0	Ver. 1.20.1	Ver. 1.22.0	
都道府県用	Ver. 1.12.0	Ver. 1.20.1	Ver. 1.22.0	



【更新後】

区分	システム本体	令和5年度 受領冊数集計用マスタ	令和6年度 需要数集計用マスタ	マニュアル
学校用	Ver. 1.9.0	Ver. 1.22.0	Ver. 1.23.0	マニュアル ダウンロード (※別のページへ移動)
設置者用	Ver. 1.9.0	Ver. 1.22.0	Ver. 1.23.0	
都道府県用	Ver. 1.12.0	Ver. 1.22.0	Ver. 1.23.0	

- ※システム本体は学校用・設置者用・都道府県用の各システムを更新している。
- ※令和5年度受領冊数集計用マスタは引き続き同じものを掲載している。
- ※令和6年度需要数集計用マスタは新規に作成している。令和5年6月1日に、システム専用サイトにアップロードしている。
- ※マニュアル・FAQについても、今回需要数報告の依頼にあわせて更新を行っている。

(本件照会先)

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

代表：03-5253-4111(内線2413)

Mail: kyokasyo@mext.go.jp

留意事項

1. システムについて

(1) システムのダウンロード

各都道府県教育委員会においてはシステムのダウンロードを行い、域内の市町村への周知用として、可能であれば各都道府県教育委員会のホームページに掲載願いたい。

なお、各都道府県教育委員会のホームページにシステムを掲載する場合は、システム専用サイト及びヘルプデスク専用サイトの内容を漏れなく掲載するとともに、システムの更新の都度、最新の情報に遅滞なく更新すること。

(2) 需要数集計運用手順マニュアル

一昨年度より、需要数集計運用手順マニュアル（以下、「需要マニュアル」という。）をシステム専用サイトに掲載している。作業に当たっては、需要マニュアルを参照しながら操作すること。

なお、基本的には需要マニュアルの手順で作業することになるが、必要に応じて、機能・画面ごとの既存の操作マニュアルも参照すること。

(3) 運用・入力上の注意事項

- ① 小学校用需要数入力画面においては、需要数入力の際、「基本情報設定」で入力した教員数が教師用需要数として自動表示されるため、教師用が不要の場合には教師用の需要数として「0」を入力すること。
- ② 小学校用教科書目録に掲載された教科書の下巻や、別冊{東書 社会(「歴史編」)、東書 算数(「②みつけよう!さんすう」)、大日本 算数(「たのしいさんすう1ねん①」)}学図 算数(「中学校へのかけ橋」)、啓林館 算数(「わくわくさんすう1 すたあとぶっく」)、日文 算数(「しょうがくさんすう1②」)、東書 英語(My Picture Dictionary)、開隆堂 英語(「Word Book」)、三省堂(「My Dictionary」)、日本文道徳(「道徳ノート」)、}、及び中学校用教科書目録に掲載された教科書の別冊{数研 数学(「見方・考え方がはたらき、問題解決のチカラが高まる これからの 数学〇 探究ノート」)、教図 技術・家庭(技術分野)(「技術ハンドブック」)、日文 道徳(「道徳ノート」)、あか図 道徳(「道徳ノート」)}は、システムへの入力は不要である。

- ③ 特別支援学校用教科書目録に掲載された教科書の需要数は、全分冊を入力すること。
- ④ 複式学級や特別支援学校、小・中学校の特別支援学級等において、教科書を通常使用する学年と異なる学年で使用する場合においても、通常使用する学年の需要数欄に入力すること。
- ⑤ 特別支援学校（中学部）や中学校の特別支援学級において、下位の学校段階の教科書を使用する場合（例えば、中学部で小学校用教科書目録に掲載された教科書を使用する場合など）においては、下位の学校段階用の需要数入力画面で需要数を入力すること。
ただし、☆本については、中学段階において小学段階の☆本を使用する場合、小学段階の☆本であっても中学段階の需要数入力画面で需要数を入力すること。
- ⑥ 特別支援学校（高等部）において、下位の学校段階の☆本を使用する場合、高校生は有償であるがシステム上は無償となってしまうので、入力の際は「教師用」として入力すること。
- ⑦ 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を学校教育法附則第9条に基づく一般図書として採択する場合でも、一般図書需要数集計ではなく、小学校用又は中学校用の需要数集計機能を用いて需要数を集計し、報告すること。
- ⑧ 高等学校用需要数入力画面においては、教育課程類型名及び学年を選択すると、生徒需要数の欄に「基本情報設定」で入力した教科書使用冊数が自動表示されるため、選択科目などにより需要数と異なる場合は、手動で修正すること。
また、学校用の入力画面左上には、第1部～第3部に対応する学習指導要領の説明書きがあるが、高等学校用教科書の令和4年度用以降は第1部が平成30年文部科学省告示第68号の高等学校学習指導要領に対応するので、説明書きにおいて、第1部を第2部に読みかえること。また、令和6年度高等学校用使用教科書目録においては第3部、第4部は無いので、選択しないこと。
- ⑨ 公立小・中学校については、採択地区コード及び市町村コードを各都道府県教育委員会より各関係機関へ周知すること。

- ⑩ 都道府県内の全ての学校について学校コードを設定し、各都道府県教育委員会より各関係機関へ周知すること。
- ⑪ 障害等に備え、システムデータのバックアップを適宜行い、保存すること。
- ⑫ 都道府県教育委員会においては、文部科学省へ需要数報告を行うとともに、各発行者（又は教科書・一般書籍供給会社）へも併せて送付願いたい。
- ⑬ システム上の「使用年度」については、以下の点に注意すること。
 - ア 基本情報設定の使用年度は「令和6年度」で使用する。
 - イ 上記アの基本情報設定の使用年度と連動する箇所は、各画面の右上のコメント部分（「令和6年度使用」）のみとなる。
 - ウ 上記イ以外の、今まで基本情報設定の使用年度と連動していた箇所は、すべて手入力（元号と年を分けて入力）となる。
 - エ 旧バージョンシステムのバックアップを、新バージョンに復元した場合、帳票タイトルの年度部分（元号・年ともに）は復元されない。
- ⑭ 本システムの動作確認は32bit版のパソコンで行っている。

2. 特別支援学校及び特別支援学級用教科書需要数報告について 別紙3のとおり

3. ヘルプデスクについて

- (1) トラブルが発生した際は、まずマニュアル及びヘルプデスク専用サイトのFAQ（よくある質問と回答）を参照し、それでも解決されない場合にのみヘルプデスクへ問い合わせること。
- (2) ヘルプデスクへの問合せについては、システムの稼働トラブルに限った疑問点とすること。「コンピュータの起動方法が分からない」等、コンピュータそのものの基本的な操作方法については対応しない。また、事務手続に係る事項については教育委員会において対応すること。
- (3) ヘルプデスクに寄せられた質問については受付順に対応することとし、対応時間中に受け付けた質問については受付日の対応時間中、対応時間外に受け付けた質問については、翌営業日又は翌々営業日の対応時間中に回答することを原則とする。

ただし、質問内容によっては回答が遅れる場合があり、その際は遅延理由及び回答の見通しを連絡する。

- (4) 問合せには、ヘルプデスク専用サイト掲載の質問票（別添「教科書事務執行管理システム 質問票」）を必ず利用すること。必要事項に漏れがある場合、回答が遅れることがある。
- (5) 質問票への記載の際、FAX 番号等の記載を誤ることの無いよう十分に留意すること。
- (6) 例年、ヘルプデスクへ質問すべき内容について教科書課に電話がなされることがあるが、原則当課では個別の対応を行っていないため御留意願いたい。

教科書マスタのダウンロードについての留意事項

1. 教科書マスタダウンロードの手順

・手順1

- (1) 教科書事務執行管理システムの掲載サイトの【学校】【設置者】【都道府県】のそれぞれに対応したマスタを右クリックします。
- (2) 「名前を付けてリンクを保存」でダウンロードし保存します。

・手順2

- (1) 教科書事務執行管理システムの掲載サイトの【学校】【設置者】【都道府県】のそれぞれに対応したマスタを左ダブルクリックします。
- (2) 「このファイルを開くか、または保存しますか?」という表示が出るので「保存」をクリック。ダウンロードし保存します。

2. 教科書マスタダウンロードにかかる注意点

上記の手順2(2)において Excel で一度ファイルを開いて、その状態で保存しないでください。(Excel で一度開いて保存したファイルをもとにデータを作成しないで下さい。)
→教科書マスタ(CSVファイル)を Excel で開いた場合、開いた Excel の書式設定が「標準」になっていると、教科書コードや発行者コードなど本来の数値とは異なった形で表示されます。(Excel の書式設定は、セルを右クリック→「セルの書式設定」より確認できます。)

例えば、教科書の発行者コードは全て3桁ですが、本来「001」というコードが Excel で開くと「1」と表示されます。この状態で Excel の保存を実行すると、コードが「1」として変更保存され、教科書マスタの内容が正しくないものとなってしまいます。

万一誤って Excel で開いてしまった場合には、再度マスタのダウンロードよりやり直していただきますようお願いいたします。

3. 教科書マスタの内容を確認したい場合

1の手順に沿ってダウンロードした教科書マスタを右クリック→「プログラムから開く」→「メモ帳」などテキストエディタで開いて確認して下さい。

4. 設置者及び都道府県による需要数集計にかかる注意点

それぞれの機関により提出されたデータファイルが、正しい教科書マスタによって作成されたものでないと正確な集計が行えません。

正しい教科書マスタにより作成されたものかどうかは、提出されたデータファイル(CSVファイル)を「メモ帳」などテキストエディタで開いて見ることで確認できます。(提出された CSV ファイルを右クリック→「プログラムから開く」→「メモ帳」で開く。)

提出されたデータファイルの中で、教科書情報(種目名や発行者番号が収録されている行)を見て、発行者番号が1桁や2桁のものがある場合、正しくない教科書マスタで作成されたものと分かります。(教科書の発行者番号は全て3桁です。)

特別支援学校用及び特別支援学級用教科書需要数報告一覧

種別	教科書区分	需要票等の作成		一般的な教科書供給の経路
		学校	都道府県教育委員会	
特別支援学校小・ 中学部	文部科学省検定済教科書	第1表・第2表を作成し、都道府県教育委員会へ報告(市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて)	第3表を作成し、文部科学省に報告【9月16日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
	文部科学省著作教科書【視覚障害者用点字版】(国語、社会、算数、数学、理科、英語、道徳)	第1表・第2表を作成し、都道府県教育委員会へ報告(市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて)	第3表を作成し、文部科学省に報告【9月16日まで】	発行者→学校
	文部科学省著作教科書【聴覚障害者用及び知的障害者用】	第1表・第2表を作成し、都道府県教育委員会へ報告(市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて)	第3表を作成し、文部科学省に報告【9月16日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版】(地図、音楽、器楽、家庭、技・家、保健、保体)	「一般図書需要数報告書」を作成し、都道府県教育委員会へ報告(市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて)	都道府県内の一般図書の需要数をまとめ「一般図書需要数集計報告書」を文部科学省に報告【9月30日まで】	発行者→学校
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版以外】	「一般図書需要数報告書」を作成し、都道府県教育委員会へ報告(市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて)	都道府県内の一般図書の需要数をまとめ「一般図書需要数集計報告書」を文部科学省に報告【9月30日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
特別支援学校高等部	文部科学省検定済教科書 文部科学省著作教科書(専門教科)	第1表・第2表を作成し、都道府県教育委員会へ報告(市区町村立学校は当該市区町村教育委員会を通じて)	第3表を作成し、文部科学省に報告【9月16日まで】	発行者→教科書・一般書籍供給会社→教科書取扱書店→学校
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版】	使用年度の前年6～8月頃に、視覚障害者用教科書発行者から送付される「図書一覧」を参照し、使用する図書冊数を発行者に知らせる。【10月末頃まで】		発行者→学校
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書【点字版以外】			
特別支援学級	文部科学省検定済教科書	特別支援学校に準ずる	同左	特別支援学校に準ずる
	文部科学省著作教科書			
	学校教育法附則第9条に基づく一般図書			

※ 児童生徒の障害種にかかわらず、教科書区分ごとに手順が異なるので注意すること。
検定済教科書、著作教科書については需要数集計、一般図書については一般図書需要数集計を使用し、電子データを提出すること。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について

文初管第二一一号

昭和五二年四月八日

各都道府県教育委員会教育長あて

文部省初等中等教育局長通知

災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について

このことについては、従来から格段の御配慮を頂いているところでありますが、本年度以降においては左記の事項を御了知の上、適切な措置をとられるようお願いいたします。

記

一 災害のため補給を要する教科書の調査及び補給の方法

災害のため補給を要する教科書の調査及び補給については、「災害救助法」に基づく給与であると否とを問わず、次の方法によって実施するものとする。

(一) 災害のため補給を要する教科書の冊数の調査は、国立、公立及び私立の別なく小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校のすべてにわたって行うこと。

この調査には、教科書特約供給所が協力するよう別途依頼するので、必要な指示を与えること。

(二) 都道府県教育委員会は、上記の調査により補給を要すると認められる教科書の冊数及び補給の方法等必要な事項を教科書特約供給所に指示すること。

二 災害救助法に基づく教科書の給与

(一) 災害救助法に基づく教科書の給与は、被災地の小学校及び中学校(盲・聾・養護学校の小学部及び中学部を含む。)の児童生徒に対し同法第二三条に基づく救助として無償で給与されることとなっているので、同法に基づく給与については、関係法令等を参照の上、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に必要な手続をとること。

(二) 災害救助法に基づく教科書の給与は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律(以下「教科書無償措置法」と略称する。)に基づく給与ではないので、その手続及び書類の取扱い等については、教科書無償措置法に基づく再度の給与と混同しないよう関係方面に徹底させること。

三 関係機関との連絡等

災害が生じた場合には、各都道府県の民生関係部局及び災害救助対策本部等と十分連絡をとり、適切な措置をとられること。

また、被害及び補給の状況(災害救助法の適用を受ける災害の場合に限る。)を別記要領により報告すること。

※通知文中の災害救助法第二三条は、現行第四条です。

「教科書事務執行管理システム」用 小学校学校コード①

NO	学校名	学校コード
1	福島市立福島第一小学校	0001
2	福島市立福島第二小学校	0002
3	福島市立福島第三小学校	0003
4	福島市立福島第四小学校	0004
5	福島市立清明小学校	0005
6	福島市立三河台小学校	0006
7	福島市立森合小学校	0007
8	福島市立渡利小学校	0008
9	福島市立南向台小学校	0009
10	福島市立杉妻小学校	0010
11	福島市立蓬萊小学校	0011
12	福島市立蓬萊東小学校	0012
13	福島市立清水小学校	0013
14	福島市立北沢又小学校	0014
15	福島市立御山小学校	0015
16	福島市立岡山小学校	0016
17	福島市立鎌田小学校	0017
18	福島市立月輪小学校	0018
19	福島市立瀬上小学校	0019
20	福島市立余目小学校	0020
21	福島市立矢野目小学校	0021
22	福島市立大笹生小学校	0022
23	福島市立笹谷小学校	0023
24	福島市立吉井田小学校	0024
26	福島市立荒井小学校	0026
27	福島市立立子山小学校	0028
28	福島市立佐倉小学校	0029
29	福島市立佐原小学校	0030
30	福島市立飯坂小学校	0031
32	福島市立平野小学校	0033
33	福島市立湯野小学校	0034
36	福島市立松川小学校	0037
38	福島市立金谷川小学校	0039
39	福島市立下川崎小学校	0040
40	福島市立鳥川小学校	0041
41	福島市立大森小学校	0042
42	福島市立平田小学校	0043
43	福島市立平石小学校	0044
44	福島市立野田小学校	0045
45	福島市立庭坂小学校	0046
46	福島市立庭塚小学校	0047
47	福島市立水保小学校	0048
48	福島市立飯野小学校	0049

NO	学校名	学校コード
52	川俣町立川俣小学校	1053
56	川俣町立山木屋小学校	1057
57	伊達市立伊達小学校	1058
58	伊達市立伊達東小学校	1059
59	伊達市立梁川小学校	1064
60	伊達市立堰本小学校	1065
61	伊達市立栗野小学校	1066
62	伊達市立大田小学校	1068
63	伊達市立保原小学校	1069
64	伊達市立上保原小学校	1070
65	伊達市立柱沢小学校	1071
67	伊達市立掛田小学校	1073
68	伊達市立小国小学校	1074
71	伊達市立月館学園小学校	1077
73	桑折町立醸芳小学校	1079
74	桑折町立睦合小学校	1080
75	桑折町立半田醸芳小学校	1081
76	桑折町立伊達崎小学校	1082
77	国見町立国見小学校	1083
78	二本松市立二本松南小学校	1084
79	二本松市立二本松北小学校	1085
80	二本松市立塩沢小学校	1086
81	二本松市立岳下小学校	1087
82	二本松市立安達太良小学校	1088
83	二本松市立原瀬小学校	1089
84	二本松市立杉田小学校	1090
85	二本松市立石井小学校	1091
86	二本松市立大平小学校	1092
87	二本松市立油井小学校	1093
88	二本松市立渋川小学校	1094
89	二本松市立川崎小学校	1095
90	二本松市立小浜小学校	1096
91	二本松市立新殿小学校	1097
92	二本松市立旭小学校	1098
93	二本松市立東和小学校	1099
94	大玉村立大山小学校	1000
95	大玉村立玉井小学校	1001
96	本宮市立本宮小学校	1002
97	本宮市立本宮まゆみ小学校	1003
98	本宮市立五百川小学校	1004
99	本宮市立岩根小学校	1005
100	本宮市立糠沢小学校	1006

「教科書事務執行管理システム」用 小学校学校コード②

NO	学校名	学校コード
101	本宮市立和田小学校	1007
102	本宮市立白岩小学校	1008
1	郡山市立日和田小学校	0101
2	郡山市立高倉小学校	0102
3	郡山市立行健小学校	0103
4	郡山市立行健第二小学校	0104
5	郡山市立明健小学校	0105
6	郡山市立小泉小学校	0106
7	郡山市立行徳小学校	0107
8	郡山市立安積第一小学校	0108
9	郡山市立安積第二小学校	0109
10	郡山市立安積第三小学校	0110
11	郡山市立永盛小学校	0111
12	郡山市立柴宮小学校	0112
13	郡山市立穂積小学校	0113
14	郡山市立三和小学校	0114
15	郡山市立多田野小学校	0115
	郡山市立多田野小学校堀口分校	
16	郡山市立河内小学校	0116
17	郡山市立片平小学校	0117
18	郡山市立喜久田小学校	0118
19	郡山市立熱海小学校	0119
	郡山市立熱海小学校石筵分校	
20	郡山市立安子島小学校	0120
23	郡山市立守山小学校	0123
24	郡山市立御代田小学校	0124
25	郡山市立高瀬小学校	0125
26	郡山市立谷田川小学校	0126
29	郡山市立金透小学校	0129
30	郡山市立芳山小学校	0130
31	郡山市立橘小学校	0131
32	郡山市立小原田小学校	0132
33	郡山市立開成小学校	0133
34	郡山市立芳賀小学校	0134
35	郡山市立桃見台小学校	0135
36	郡山市立赤木小学校	0136
37	郡山市立薫小学校	0137
38	郡山市立富田小学校	0138
39	郡山市立富田東小学校	0139
40	郡山市立富田西小学校	0140
41	郡山市立大槻小学校	0141
42	郡山市立白岩小学校	0142
43	郡山市立東芳小学校	0143
44	郡山市立桜小学校	0144
45	郡山市立桑野小学校	0145
46	郡山市立大島小学校	0146

NO	学校名	学校コード
47	郡山市立緑ヶ丘第一小学校	0147
48	郡山市立小山田小学校	0148
49	郡山市立大成小学校	0149
50	郡山市立朝日が丘小学校	0150
56	郡山市立宮城小学校	0156
57	郡山市立海老根小学校	0157
58	郡山市立御館小学校	0158
59	須賀川市立第一小学校	1159
60	須賀川市立第二小学校	1160
61	須賀川市立第三小学校	1161
62	須賀川市立西袋第一小学校	1162
63	須賀川市立西袋第二小学校	1163
65	須賀川市立小塩江小学校	1165
66	須賀川市立阿武隈小学校	1166
67	須賀川市立仁井田小学校	1167
68	須賀川市立柏城小学校	1168
69	須賀川市立大東小学校	1169
	須賀川市立大東小学校上山田田分校(休校)	
70	須賀川市立大森小学校	1170
71	須賀川市立長沼小学校	1171
72	須賀川市立長沼東小学校	1172
73	須賀川市立白方小学校	1173
74	須賀川市立白江小学校	1174
75	鏡石町立第一小学校	1175
76	鏡石町立第二小学校	1176
77	天栄村立広戸小学校	1177
78	天栄村立大里小学校	1178
79	天栄村立牧本小学校	1179
80	天栄村立湯本小学校	1180
81	石川町立石川小学校	1181
83	石川町立野木沢小学校	1183
84	玉川村立玉川第一小学校	1189
85	玉川村立須釜小学校	1191
86	平田村立蓬田小学校	1192
87	平田村立小平小学校	1193
88	浅川町立浅川小学校	1194
91	古殿町立古殿小学校	1197
92	田村市立滝根小学校	1198
93	田村市立大越小学校	1101
94	田村市立都路小学校	1102

「教科書事務執行管理システム」用 小学校学校コード③

NO	学校名	学校コード
96	田村市立常葉小学校	1105
99	田村市立船引南小学校	1108
100	田村市立船引小学校	1109
101	田村市立美山小学校	1110
105	三春町立三春小学校	1114
106	三春町立岩江小学校	1115
107	三春町立御木沢小学校	1116
108	三春町立中妻小学校	1117
109	三春町立中郷小学校	1118
110	三春町立沢石小学校	1119
113	小野町立小野小学校	1122
1	白河市立白河第一小学校	0201
2	白河市立白河第二小学校	0202
3	白河市立白河第三小学校	0203
4	白河市立白河第四小学校	0204
5	白河市立白河第五小学校	0205
6	白河市立小田川小学校	0206
7	白河市立五箇小学校	0207
8	白河市立関辺小学校	0208
9	白河市立みさか小学校	0209
10	白河市立表郷小学校	0210
11	白河市立小野田小学校	0211
12	白河市立釜子小学校	0212
13	白河市立大信小学校	0213
16	西郷村立熊倉小学校	0216
17	西郷村立小田倉小学校	0217
18	西郷村立米小学校	0218
19	西郷村立羽太小学校	0219
20	西郷村立川谷小学校	0220
21	中島村立滑津小学校	0221
22	中島村立吉子川小学校	0222
23	矢吹町立中畑小学校	0223
24	矢吹町立三神小学校	0224
25	矢吹町立矢吹小学校	0225
26	矢吹町立善郷小学校	0226
27	泉崎村立泉崎第一小学校	0227
28	泉崎村立泉崎第二小学校	0228
29	棚倉町立棚倉小学校	0229
30	棚倉町立社川小学校	0230

NO	学校名	学校コード
31	棚倉町立高野小学校	0231
32	棚倉町立近津小学校	0232
34	塙町立塙小学校	0234
36	塙町立笹原小学校	0236
37	矢祭町立矢祭小学校	0237
39	鮫川村立鮫川小学校	0243
1	会津若松市立鶴城小学校	0301
2	会津若松市立城北小学校	0302
3	会津若松市立行仁小学校	0303
4	会津若松市立城西小学校	0304
5	会津若松市立謹教小学校	0305
6	会津若松市立日新小学校	0306
7	会津若松市立湊小学校	0307
8	会津若松市立一箕小学校	0308
9	会津若松市立松長小学校	0309
10	会津若松市立永和小学校	0310
11	会津若松市立神指小学校	0311
12	会津若松市立門田小学校	0312
13	会津若松市立城南小学校	0313
14	会津若松市立大戸小学校	0314
15	会津若松市立東山小学校	0315
16	会津若松市立小金井小学校	0316
17	会津若松市立荒館小学校	0317
18	会津若松市立川南小学校	0318
20	磐梯町立磐梯第一小学校	0320
21	磐梯町立磐梯第二小学校	0321
22	猪苗代町立翁島小学校	0322
23	猪苗代町立千里小学校	0323
24	猪苗代町立猪苗代小学校	0324
25	猪苗代町立吾妻小学校	0325
26	猪苗代町立緑小学校	0326
27	猪苗代町立長瀬小学校	0327
28	喜多方市立第一小学校	0328
29	喜多方市立第二小学校	0329
30	喜多方市立松山小学校	0330
31	喜多方市立上三宮小学校	0331
32	喜多方市立第三小学校	0332
33	喜多方市立関柴小学校	0333
34	喜多方市立熊倉小学校	0334
35	喜多方市立豊川小学校	0335
36	喜多方市立慶徳小学校	0336
37	喜多方市立熱塩小学校	0337
38	喜多方市立加納小学校	0338
39	喜多方市立堂島小学校	0339
40	喜多方市立塩川小学校	0340
41	喜多方市立姥堂小学校	0341

「教科書事務執行管理システム」用中学校学校コード①

NO	学校名	学校コード
1	福島市立福島第一中学校	2001
2	福島市立福島第二中学校	2002
3	福島市立福島第三中学校	2003
4	福島市立福島第四中学校	2004
5	福島市立岳陽中学校	2005
6	福島市立渡利中学校	2006
7	福島市立蓬萊中学校	2007
8	福島市立清水中学校	2008
9	福島市立信陵中学校	2009
10	福島市立北信中学校	2010
11	福島市立西信中学校	2011
13	福島市立大鳥中学校	2013
14	福島市立平野中学校	2014
15	福島市立西根中学校	2015
16	福島市立松陵中学校	2017
17	福島市立信夫中学校	2018
18	福島市立野田中学校	2019
19	福島市立吾妻中学校	2020
20	福島市立飯野中学校	2021
21	川俣町立川俣中学校	2022
22	川俣町立山木屋中学校	2023
23	伊達市立伊達中学校	2024
24	伊達市立梁川中学校	2025
25	伊達市立松陽中学校	2026
26	伊達市立桃陵中学校	2027
27	伊達市立靈山中学校	2028
28	伊達市立月館学園中学校	2029
29	桑折町立醸芳中学校	2030
30	国見町立県北中学校	2031
31	二本松市立二本松第一中学校	2032
32	二本松市立二本松第二中学校	2033
33	二本松市立二本松第三中学校	2034
34	二本松市立安達中学校	2035
35	二本松市立小浜中学校	2036
36	二本松市立岩代中学校	2037
37	二本松市立東和中学校	2038
38	大玉村立大玉中学校	2039
39	本宮市立本宮第一中学校	2040
40	本宮市立本宮第二中学校	2041
41	本宮市立白沢中学校	2042
1	郡山市立日和田中学校	2101
2	郡山市立行健中学校	2102
3	郡山市立明健中学校	2103
4	郡山市立安積中学校	2104
5	郡山市立安積第二中学校	2105
6	郡山市立三穂田中学校	2106
7	郡山市立逢瀬中学校	2107
8	郡山市立片平中学校	2108
9	郡山市立喜久田中学校	2109

NO	学校名	学校コード
10	郡山市立熱海中学校	2110
12	郡山市立守山中学校	2112
13	郡山市立高瀬中学校	2113
15	郡山市立郡山第一中学校	2115
16	郡山市立郡山第二中学校	2116
17	郡山市立郡山第三中学校	2117
18	郡山市立郡山第四中学校	2118
19	郡山市立郡山第五中学校	2119
20	郡山市立郡山第六中学校	2120
21	郡山市立郡山第七中学校	2121
22	郡山市立緑ヶ丘中学校	2122
23	郡山市立富田中学校	2123
24	郡山市立大槻中学校	2124
25	郡山市立小原田中学校	2125
27	郡山市立宮城中学校	2127
28	郡山市立御館中学校	2128
29	須賀川市立第一中学校	2129
30	須賀川市立第二中学校	2130
31	須賀川市立第三中学校	2131
32	須賀川市立西袋中学校	2132
34	須賀川市立小塩江中学校	2134
35	須賀川市立仁井田中学校	2135
36	須賀川市立大東中学校	2136
37	須賀川市立長沼中学校	2137
38	須賀川市立岩瀬中学校	2138
39	鏡石町立鏡石中学校	2139
40	天栄村立天栄中学校	2140
42	石川町立石川中学校	2142
43	玉川村立玉川中学校	2144
45	平田村立ひらた清風中学校	2146
46	浅川町立浅川中学校	2148
47	古殿町立古殿中学校	2149
48	田村市立滝根中学校	2150
49	田村市立大越中学校	2151
50	田村市立都路中学校	2152
51	田村市立常葉中学校	2153
52	田村市立船引南中学校	2154
53	田村市立船引中学校	2155
55	三春町立三春中学校	2157
56	三春町立岩江中学校	2158
57	小野町立小野中学校	2160
1	白河市立白河中央中学校	2201
2	白河市立白河第二中学校	2202

「教科書事務執行管理システム」用中学校学校コード②

NO	学校名	学校コード
3	白河市立東北中学校	2203
4	白河市立白河南中学校	2204
5	白河市立五箇中学校	2205
6	白河市立表郷中学校	2206
7	白河市立東中学校	2207
8	白河市立大信中学校	2208
9	西郷村立西郷第一中学校	2209
10	西郷村立西郷第二中学校	2210
11	西郷村立川谷中学校	2211
12	中島村立中島中学校	2212
13	矢吹町立矢吹中学校	2213
14	泉崎村立泉崎中学校	2214
15	棚倉町立棚倉中学校	2215
16	塙町立塙中学校	2216
17	矢祭町立矢祭中学校	2217
18	鮫川村立鮫川中学校	2218
1	会津若松市立第一中学校	2301
2	会津若松市立第二中学校	2302
3	会津若松市立第三中学校	2303
4	会津若松市立第四中学校	2304
5	会津若松市立第五中学校	2305
6	会津若松市立第六中学校	2306
7	会津若松市立湊中学校	2307
8	会津若松市立一箕中学校	2308
9	会津若松市立大戸中学校	2309
10	会津若松市立北会津中学校	2310
12	磐梯町立磐梯中学校	2312
13	猪苗代町立猪苗代中学校	2313
16	喜多方市立第一中学校	2316
17	喜多方市立第二中学校	2317
18	喜多方市立第三中学校	2318
19	喜多方市立会北中学校	2319
20	喜多方市立塩川中学校	2320
21	喜多方市立山都中学校	2321
22	喜多方市立高郷中学校	2322
23	耶麻郡北塩原村立第一中学校	2323
24	北塩原村立裏磐梯中学校	2324
25	西会津町立西会津中学校	2325
26	会津坂下町立坂下中学校	2326
27	湯川村立湯川中学校	2327
28	柳津町立会津柳津学園中学校	2328
30	会津美里町立高田中学校	2330
31	会津美里町立本郷中学校	2331
32	会津美里町立新鶴中学校	2332
33	三島町立三島中学校	2333
34	金山町立金山中学校	2334

NO	学校名	学校コード
35	昭和村立昭和中学校	2335
1	南会津町立田島中学校	2401
2	南会津町立荒海中学校	2403
3	南会津町立館岩中学校	2404
4	南会津町立南会津中学校	2405
5	下郷町立下郷中学校	2406
6	檜枝岐村立檜枝岐中学校	2407
7	只見町立只見中学校	2408
1	新地町立尚英中学校	2501
2	相馬市立中村第一中学校	2503
3	相馬市立中村第二中学校	2504
4	相馬市立向陽中学校	2505
5	相馬市立磯部中学校	2506
6	南相馬市立原町第一中学校	2507
7	南相馬市立原町第二中学校	2508
8	南相馬市立原町第三中学校	2509
9	南相馬市立石神中学校	2510
10	南相馬市立鹿島中学校	2511
11	南相馬市立小高中学校	2512
16	浪江町立なみえ創成中学校	2502
17	葛尾村立葛尾中学校	2517
18	双葉町立双葉中学校	2518
20	富岡町立富岡中学校	2520
23	檜葉町立檜葉中学校	2523
24	広野町立広野中学校	2524
1	いわき市立平第一中学校	2601
2	いわき市立平第二中学校	2602
3	いわき市立平第三中学校	2603
4	いわき市立中央台北中学校	2604
5	いわき市立中央台南中学校	2605
6	いわき市立豊間中学校	2606
7	いわき市立藤間中学校	2607
8	いわき市立草野中学校	2608
9	いわき市立赤井中学校	2609
10	いわき市立四倉中学校	2610
12	いわき市立久之浜中学校	2612
13	いわき市立小川中学校	2613
14	いわき市立川前中学校	2614
15	いわき市立桶売中学校	2615
16	いわき市立小白井中学校	2616
17	いわき市立内郷第一中学校	2617
18	いわき市立内郷第二中学校	2618

県立特別支援学校 学校コード

＜小学部＞

No.	学校名	学校コード
1	視覚支援学校 (小)	4701
2	聴覚支援学校 (小)	4702
3	聴覚支援学校福島校 (小)	4703
4	聴覚支援学校会津校 (小)	4704
5	聴覚支援学校平校 (小)	4705
6	大笹生支援学校 (小)	4706
7	だて支援学校 (小)	4724
8	郡山支援学校 (小)	4707
9	あぶくま支援学校 (小)	4708
10	須賀川支援学校 (小)	4710
11	須賀川支援学校医大校 (小)	4711
12	須賀川支援学校郡山校 (小)	4712
13	西郷支援学校 (小)	4713
14	石川支援学校 (小)	4714
15	石川支援学校たまかわ校(小)	4722
16	たむら支援学校(小)	4723
17	会津支援学校 (小)	4715
18	会津支援学校竹田校 (小)	4716
19	猪苗代支援学校 (小)	4717
20	平支援学校 (小)	4718
21	いわき支援学校 (小)	4719
22	富岡支援学校 (小)	4720
23	相馬支援学校 (小)	4721
24	福島市立ふくしま支援学校 (小)	4022
25	福島大学附属特別支援学校 (小)	4923

＜中学部＞

No.	学校名	学校コード
1	視覚支援学校 (中)	5701
2	聴覚支援学校 (中)	5702
3	大笹生支援学校 (中)	5706
4	だて支援学校 (中)	5724
5	郡山支援学校 (中)	5707
6	あぶくま支援学校 (中)	5708
7	須賀川支援学校 (中)	5710
8	須賀川支援学校医大校 (中)	5711
9	須賀川支援学校郡山校 (中)	5712
10	西郷支援学校 (中)	5713
11	石川支援学校 (中)	5714
12	石川支援学校たまかわ校(中)	5722
13	たむら支援学校(中)	5723
14	会津支援学校 (中)	5715
15	会津支援学校竹田校 (中)	5716
16	猪苗代支援学校 (中)	5717
17	平支援学校 (中)	5718
18	いわき支援学校 (中)	5719
19	富岡支援学校 (中)	5720
20	相馬支援学校 (中)	5721
21	福島市立ふくしま支援学校 (中)	5022
22	福島大学附属特別支援学校 (中)	5923

＜高等部＞

No.	学校名	学校コード
1	視覚支援学校 (高)	6701
2	聴覚支援学校 (高)	6702
3	大笹生支援学校 (高)	6706
4	だて支援学校 (高)	6724
5	郡山支援学校 (高)	6707
6	あぶくま支援学校 (高)	6708
7	須賀川支援学校 (高)	6710
8	西郷支援学校 (高)	6713
9	石川支援学校 (高)	6714
10	たむら支援学校(高)	6723
11	会津支援学校 (高)	6715
12	猪苗代支援学校 (高)	6717
13	平支援学校 (高)	6718
14	いわき支援学校 (高)	6719
15	いわき支援学校くぼた校 (高)	6720
16	富岡支援学校 (高)	6721
17	相馬支援学校 (高)	6722
18	福島市立ふくしま支援学校 (高)	6022
19	福島大学附属特別支援学校 (高)	6923

「教科書事務執行管理システム」用
市町村教育委員会・採択地区・設置者 コード

NO	市町村教育委員会	採択地区コード	採択地区	設置者コード
1	福島市	01	福島	001
2	川俣町	02	川俣 伊達 安達	002
3	伊達市	02		003
4	桑折町	02		004
5	国見町	02		005
6	二本松市	02		006
7	大玉村	02		007
8	本宮市	02		008
9	郡山市	03		郡山
10	須賀川市	04	岩瀬	010
11	鏡石町	04		011
12	天栄村	04		012
13	石川町	10	石川	013
14	玉川村	10		014
15	平田村	10		015
16	浅川町	10		016
17	古殿町	10		017
18	田村市	11	田村	018
19	三春町	11		019
20	小野町	11		020
21	白河市	05	県南	021
22	西郷村	05		022
23	中島村	05		023
24	矢吹町	05		024
25	泉崎村	05		025
26	棚倉町	05		026
27	埴町	05		027
28	矢祭町	05		028
29	鮫川村	05		029

NO	市町村教育委員会	採択地区コード	採択地区	設置者コード
30	会津若松市	06	会津	030
31	磐梯町	06		031
32	猪苗代町	06		032
33	喜多方市	06		033
34	北塩原村	06		034
35	西会津町	06		035
36	会津坂下町	06		036
37	湯川村	06		037
38	柳津町	06		038
39	会津美里町	06		039
40	三島町	06		040
41	金山町	06		041
42	昭和村	06		042
43	南会津町	06		043
44	下郷町	06		044
45	檜枝岐村	06		045
46	只見町	06		046
47	新地町	07		相馬
48	相馬市	07	048	
49	南相馬市	07	049	
50	飯館村	07	双葉	050
51	浪江町	08		051
52	葛尾村	08		052
53	双葉町	08		053
54	大熊町	08		054
55	富岡町	08		055
56	川内村	08		056
57	楡葉町	08		057
58	広野町	08		058
59	いわき市	09		いわき
60	福島大学附属学校園	12	福大	060

* 「採択地区コード」「採択地区」「設置者コード」は、本教科書事務執行管理システム用に便宜的に設定しているものですので、本来の名称等とは異なります。

* 「教科書事務執行管理システム」入力の際は、この表のとおりを入力をお願いします。